

2-4-2 再生可能エネルギー設備を取得した場合の償却資産税の課税について

Q 再生可能エネルギー設備を取得した場合の償却資産税の課税はどうなりますか？

A 償却資産税の納付金額は償却資産申告書を元に各市町村で決定され、金額は次のように計算されます。

課税標準額（千円未満切捨）×1.4%（税率）＝年税額（百円未満切捨）

ただし、その市町村における課税標準額の合計額が 150 万円未満の場合は課税されません。

また、次の項目(2-4-3)で解説させていただきます『先端設備等導入計画による償却資産税軽減制度』の適用を受ける場合、3年間は1/2から0円にすることができます。

(H)

解説

1. 課税標準額について

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告した資産について一品ごとに1月1日の評価額を算出します。

評価額の計算方法は以下となります。

・ 前年中に取得したもの

取得価額×前年度取得の減価残存率＝課税標準額

・ 前年前に取得したもの

前年度課税標準額×前年前取得の減価残存率＝課税標準額

全量売電の太陽光発電設備の場合、耐用年数は17年のため、減価残存率は前年中取得分が0.936、前年前取得分が0.873となります。

減価残存率は耐用年数によって決まり、以下の表のようになります。

耐用年数	原価残存率		耐用年数	原価残存率	
	前年度取得	前年前取得		前年度取得	前年前取得
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858
6	0.84	0.681	16	0.933	0.866
7	0.86	0.72	17	0.936	0.873
8	0.875	0.75	18	0.94	0.88
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891
11	0.905	0.811	21	0.948	0.896

※「固定資産評価基準」別表第15 耐用年数に応ずる減価率表より抜粋

〈計算例（概算）〉

所有する資産は次のとおりと仮定します。

購入日 令和2年5月31日

太陽光発電設備購入代金 1,500万円(税抜)

(1) 令和2年

令和2年1月1日の時点で所有していない為、償却資産税はありません。

(2) 令和3年

課税標準額

$$15,000,000 \times 0.936 = 14,040,000$$

課税標準額は14,040,000円となります。

償却資産税

$$14,040,000 \times 0.014 = 196,560$$

百円未満切捨て、年額196,500円。

(3) 令和4年

課税標準額

$$14,040,000 \times 0.873 = 12,256,920$$

千円未満切捨てとなりますので課税標準額は12,256,000円となります。

償却資産税

$$12,040,000 \times 0.014 = 168,560$$

百円未満切捨て、年額168,500円。

(4) 令和5年

課税標準額

$$12,256,000 \times 0.873 = 10,699,488$$

千円未満切捨てで課税標準額は10,699,000円。

償却資産税

$$10,699,000 \times 0.014 = 149,786$$

百円未満切捨て、年額149,700円。

以後、償却資産を除却や売却などをするか、課税標準額が150万円になるまでは償却資産税を支払う必要がございます。